

# 社会福祉法人三友会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三友会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 役員または評議員が評議員会に出席したとき、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、役員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 常務理事、理事が理事会以外において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張報酬及び旅費等)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 報酬等は原則として、出張終了後支払うこととする。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規定は、平成27年4月1日より施行する。

この規定は、平成29年3月1日より改訂し適用する

この規程は、平成29年6月16日より「役員等報酬規定」に改訂し適用する。

別表 1

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	1 0 0 0 0 円	2 0 0 0 円

別表 2

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	1 0 0 0 0 円	2 0 0 0 円

別表 3

名 称	報 酬	費用弁償	備 考
理事長業務報酬等 (日額)	1 0 0 0 0 円	2 0 0 0 円	
常務理事、理事業務報酬等 (日額)	1 0 0 0 0 円	2 0 0 0 円	
監事監査指導報酬等 (日額)	1 0 0 0 0 円	2 0 0 0 円	

別表 4

報酬 (日額)	旅 費	宿泊費 (日額)
1 0 0 0 0 円	実 費	上限 2 0 0 0 0 円として実費